

相模原市監査委員公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年1月27日に実施した環境経済局資源循環部の行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年5月29日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 監査対象事務

事業系ごみの減量化等への取組について

2 監査の日程

平成28年10月31日から平成29年1月27日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年5月24日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>多量排出事業者を指導するため指導支援・管理システムを活用しているが、多量排出事業者に該当することとなった年度が不明のため、減量化等計画書が未提出となっている期間が特定できない事業者が多数見られた。</p> <p>指導支援・管理システムには多量排出事業者に該当することとなった時期を入力する項目がないが、基本的な事項として記録するなど入力内容を統一化することにより、指導支援・管理システムの効果的な活用を図られたい。</p> <p>事業系ごみの減量化、資源化の啓発に向けた事業者への周知・啓発のため適正処理ガイドラインを作成しているが、多量排出事業者には配付されていない。今後は、適正処理ガイドラインを活用し、多量排出事業者に対する指導を適切に実施されたい。</p> <p>【廃棄物指導課】</p>	<p>平成28年10月31日から平成29年1月27日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>指導支援・管理システムにつきましては、多量排出事業者に該当した年度及び減量化等計画書が未提出の場合の記録を残す項目がないため、これまで一度も計画書を提出していない事業者の未提出期間を確認することができませんでした。</p> <p>平成28年度多量排出事業者のうち、提出が義務付けられている減量化等計画書の未提出期間が特定できない事業者につきましては、過去の資料等から多量排出事業者に該当した年度を確認し、1月13日にシステム備考欄に入力したことで、多量排出事業者に該当した年度から平成28年度までの期間を特定いたしました。</p> <p>また、平成29年度に新たに多量排</p>

出業者に該当した事業者は、該当年度を4月27日及び28日にシステム備考欄に入力いたしました。

今後につきましては、引き続き新たに多量排出業者に該当した事業者の該当年度をシステム備考欄に入力するとともに、管理データを業務に的確に反映できるようシステム改善を行ってまいります。

適正処理ガイドラインにつきましては、多量排出業者にも活用するため、平成29年度に新たに該当となった事業者に対し、減量化等計画書の提出依頼の通知とともに5月2日に送付いたしました。

今後につきましても、ガイドラインを活用し、多量排出業者に対して、事業系ごみの減量化、資源化に対する事業者の意識啓発、適正処理に向けた指導を実施してまいります。

【廃棄物指導課】